

(令和7年4月1日以降の受付に適用します。)

**【建築物エネルギー消費性能適合性判定料金】**

一戸建ての住宅		単位：円（消費税込み）		
申請・計算方法	単独申請	併願申請①	併願申請②	他業務活用
標準計算法	38,500	27,500	11,000	11,000
仕様・計算併用法	27,500	16,500	11,000	11,000

1. 併願申請①は、建築確認申請と併願する場合に適用する。
2. 併願申請②は、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認と併願する場合に適用する。
3. 他業務活用は、当機関における建築物エネルギー消費性能適合性判定業務以外の業務を活用し、省エネ基準への適合が確認できる場合に適用する。
4. 変更申請に係る判定料金は、別表3の料金の1/2の料金（100円未満を切り捨て）とする。
5. 軽微変更該当証明申請（軽微な変更ルートC）に係る料金は、別表3の料金の1/2の料金（100円未満を切り捨て）とする。
6. 審査を伴わない軽微変更該当証明申請については、無料とする。